

第 68 号議案

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部
改正について

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員並びに市長及び副市長の給与改定の状況等に鑑み、教育長の給与につ
いて改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。